

政府保証第46回日本政策金融公庫債券  
発 行 要 項

1. 債券の名称 政府保証第46回日本政策金融公庫債券
2. 債券の総額 金100億円
3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)の規定の適用を受けるものとする。
4. 各債券の金額 10万円
5. 利率 年0.160パーセント
6. 払込金額 額面100円につき金100円
7. 償還金額 額面100円につき金100円
8. 償還の方法及び期限
  - (1)本債券の元金は、平成39年7月20日にその全額を償還する。
  - (2)償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
  - (3)買入消却は、いつでもすることができる。
9. 利息支払の方法及び期限
  - (1)利息は、払込期日の翌日から償還期日までつけ、平成30年3月28日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年3月28日及び9月28日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。
  - (2)払込期日の翌日から平成29年9月28日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。
  - (3)利払期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
  - (4)償還期日後は、利息をつけない。
10. 元利金支払保証 本債券総額100億円の元金及び利息の支払については、日本国政府により保証されている。
11. 担保 本債券の債権者は、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)の定めるところにより、株式会社日本政策金融公庫の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
12. 申込期日 平成29年7月6日
13. 割当方法 応募超過の場合は、本債券の引受並びに募集の取扱者の代表者が適宜割当額を定める。
14. 払込期日 平成29年7月20日
15. 社債管理者 株式会社みずほ銀行
16. 引受並びに募集の取扱者  
株式会社みずほ銀行(代表)  
株式会社三菱東京UFJ銀行  
株式会社三井住友銀行  
株式会社りそな銀行  
株式会社埼玉りそな銀行  
株式会社新生銀行  
株式会社あおぞら銀行  
株式会社広島銀行  
株式会社横浜銀行  
株式会社静岡銀行  
株式会社足利銀行  
株式会社山口銀行  
株式会社北陸銀行  
株式会社常陽銀行  
株式会社千葉銀行  
株式会社福岡銀行  
株式会社百五銀行  
三井住友信託銀行株式会社  
株式会社栃木銀行  
株式会社京葉銀行  
株式会社東日本銀行  
信金中央金庫  
城南信用金庫  
農林中央金庫  
野村證券株式会社  
S M B C 日興証券株式会社  
大和証券株式会社
17. 振替機関 株式会社証券保管振替機構
18. 発行代理人及び支払代理人 前項記載の振替機関が定める業務規定に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社みずほ銀行においてこれを取り扱う。
19. 新証券コード JP372145AH73